

様式44



33

令和 7 年 5 月 22 日

三重県知事 殿

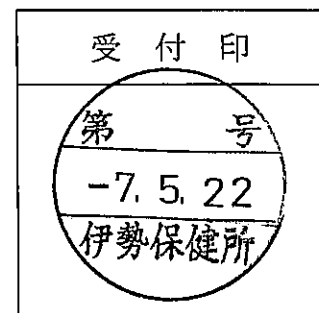
医療法人住所 志摩市阿児町鵜方3036番地3
医療法人の名称 医療法人社団 中瀬外科整形外科
理事長 中瀬 一郎
電話 0599 (43) 4327

決 算 届

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 中瀬外科整形外科
① 出資持分あり 社団
② その他
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県志摩市阿児町鵜方3036番地3
- (3) 設立認可年月日 平成2年4月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成2年4月18日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類 診療所

施設の名称 中瀬外科整形外科

施設の医療機関コード 2412905180

開設場所 三重県志摩市阿児町鵜方3036番地3

許可病床数 無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月16日 令和 5年度決算の決定

令和 7年 3月31日 令和 7年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 中瀬外科整形外科

※医療法人整理番号

056

所在地 志摩市阿児町鵜方 3 0 3 6 番地 3

財 産 目 録

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	421,049 千円
2. 負 債 額	13,099 千円
3. 純 資 産 額	407,950 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	385,341
B 固 定 資 産	35,678
C 繰 延 資 産	30
D 資 産 合 計 (A + B + C)	421,049
D 負 債 合 計	13,099
E 純 資 産 (C - D)	407,950

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人社団 中瀬外科整形外科

※医療法人整理番号 056

所在地 志摩市阿児町鵜方 3 0 3 6 番地 3

貸 借 対 照 表
令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	385,341	I 流 動 負 債	13,099
II 固 定 資 産	35,678		
1 有 形 固 定 資 産	35,678	負 債 合 計	13,099
III 繰 延 資 産	30	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	8,000
		II 利 益 剰 余 金	399,950
		1 利 益 準 備 金	2,000
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	397,950
		純 資 産 合 計	407,950
資 産 合 計	421,049	負 債 ・ 純 資 産 合 計	421,049

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 中瀬外科整形外科

※医療法人整理番号 056

所在地 志摩市阿児町鵜方 3 0 3 6 番地 3

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		165,804
2 事業費用		195,656
本来業務事業利益		△ 29,852
事業利益		△ 29,852
II 事業外収益		
受取利息	15	
その他の事業外収益	1,116	1,131
經常利益		△ 28,721
税引前当期純利益		△ 28,721
法人税等		72
当期純利益		△ 28,793

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 中瀬外科整形外科
理事長 中瀬 一郎 殿

私は、医療法人社団 中瀬外科整形外科の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 5月 12日
医療法人社団 中瀬外科整形外科
監事 浦野 卓久